

「第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定」に対する再意見提出者の一
覧

(受付順、敬称略)

再意見提出者(計3件)				
受付	再意見受付日	再意見提出者	代表者氏名等	
1	H23 年2月2日	KDDI株式会社	代表取締役社長	田中 孝司
2	H23 年2月2日	ソフトバンクモバイル株式会社	代表取締役社長兼CEO	孫 正義
3	H23 年2月2日	イー・アクセス株式会社	代表取締役社長	エリック・ガン
		イー・モバイル株式会社	代表取締役社長	エリック・ガン

再意見書

平成23年2月2日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 様

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんばんにごう
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしがいしや
氏 名 KDDI株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう たなか たかし
代表取締役社長 田中 孝司

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成22年12月14日付けで公告された「第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定」に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

再意見提出者 KDDI株式会社

意見提出者	該当部分	再意見
フュージョン・コミュニケーションズ株式会社	<p>1. 第一種指定電気通信設備制度については、「接続会計規則」と「接続料規則」が両輪となって機能し、接続料算定の適正性確保に貢献しています。</p> <p>しかし、一方の第二種指定電気通信設備制度については、前者に相当する第二種指定電気通信設備規則会計規則案が今回制定される運びにありますが、後者相当は「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」といいます。)に留まっています。</p> <p>このため接続事業者は算定根拠を知ることができず、適正性を客観的判断していくには不十分な状態にあります。ついては、貴省が実施する検証結果の公表ならびにガイドラインの省令化を要望します。</p> <p>2. 接続会計規則案においても第一種指定制度で定めている「固定資産帰属明細表」又は「設備区分別費用明細表」と同様に、「基地局」、「加入系交換局」、「中継系交換局」、「基地局～加入系交換局間伝送路」、「加入系交換局～中継系交換局間伝送路」等の設備別、更に役務別(音声伝送・データ伝送)に分計した情報が、接続料算定の透明性を確保する上で必要と考えます。</p> <p>また、次の計算式の通り事業者間接続料金単価を算出する上で要する分母の「需要」の取り扱いはガイドラインに基づき貴省報告に留まり公表義務はありません。「需要」についても今回の接続会計規則案の報告対象に追加し、公表されるべき情報と考えます。</p> <p>接続料金の単価＝接続コスト÷ 需要(トラフィック量)</p> <p>なお、ガイドラインの報告事項では「自網内呼の通信時間」、「相互接続呼の通信時間」別のみですが、検証に資するため更に設備区分別の報告が適当です。</p>	<p>これまでも繰り返し述べてきたとおり、移動体のような設備競争が機能している市場環境下では、各事業者が自ずと効率的な設備構築・運用を図っていくことになるため、ボトルネック設備が存在する固定市場のように規制を課する必要性は認められません。従って、接続料規制を含む第二種指定電気通信設備制度は基本的に不要であると考えます。</p> <p>まして、左記意見のように、第一種指定電気通信設備制度と同等の規制を第二種指定電気通信設備制度に導入し、規制を更に強化する必要はないものと考えます。</p>

以上

再意見書

平成 23 年 2 月 2 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成22年12月14日付けで公告された「第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定」に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

このたびは、「第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定に対する再意見の募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

意見提出者	該当部分	再意見
株式会社エヌ・ティ・ドコモ殿 (以下、「NTT ドコモ」という。) KDDI 株式会社殿 (以下、「KDDI」という。)	<p>【NTTドコモ殿意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本省令案の対象は二種指定事業者ですが、そもそも各携帯事業者の接続料水準は、円滑かつ公正な接続の観点から二種指定事業者か否かに係らず、相互に適正な水準にあることが前提であり、本省令案に規定される接続に関する会計の整理・公表についても全ての携帯事業者を対象とすることが適当と考えます。 この点、総務省殿においても「新たな会計制度は、二種指定事業者を対象としたものであるが、二種指定事業者以外の事業者についても二種指定事業者と同様の取組を自主的に行うことが期待されているところである。」との考え方が示されているところです。 <p>※「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について 答申(案)への意見及びこれに対する考え方」考え方43</p> <ul style="list-style-type: none"> したがって、二種指定事業者以外の事業者の接続料算定の取り組み状況を注視しつつ、取り組みが不十分な場合には直ちに二種指定事業者化の検討を進めるべきと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> 第二種指定電気通信設備制度は、電波の有限希少性及び相対的に多数の端末シェアに起因して、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下、「二種指定事業者」という。)が接続協議において強い交渉力を有し、事業者間協議では合理的な条件での合意が期待しにくい構造が形成されている点に着目して、市場支配力を有する事業者の市場支配力行使を抑止し、電気通信市場における公正競争環境を整備するために設けられた制度です。 また、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」の事例等、必ずしも法制度趣旨とは合致しない形で運用指針が示されることで、二種指定事業者と二種指定事業者以外の事業者(以下、「非二種指定事業者」という。)があたかも同一の規制対象であるかのように扱われる事例が存在しています。 今回の省令案に対するNTTドコモ殿やKDDI殿意見のように、非二種指定事業者に対して、接続会計作成・公表の義務付けや

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>【KDDI 殿意見】</p> <p>○非指定携帯事業者の会計情報公開について</p> <p>第二種指定電気通信設備制度が撤廃されないのであれば、二種指定事業者と非指定携帯事業者との競争上の公平性が損なわれないう、非指定携帯事業者の接続料算定に係る会計データについても、二種指定事業者と同様に公表することが必要であると考えます。</p>	<p>ガイドラインの適用等を行うことは、本来、二種指定事業者を規制すべきところを非二種指定事業者に対しても規制を強化するものであり、前述の第二種指定電気通信設備制度趣旨を形骸化させる恐れがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省殿においては、第二種指定電気通信設備制度の本来の趣旨を踏まえ、本省令案は、二種指定事業者と非二種指定事業者を明確に区分して、制度運用を図るべきと考えます。 ・ なお、一般的な競争法の整理においては市場シェアが40%～50%の閾値を超える場合、市場支配力の存在等が認められていることを踏まえ、市場シェアが40%～50%を超える二種指定事業者に対しては、更なる情報公開義務を課す等の二段階の規制導入についても検討すべきと考えます。例えば、NTTドコモ殿の2009年度までの接続料には営業費が含まれておりましたが、営業費以外の不適切な費用の算入等は、当該規制導入により、事前に防止すべきものと考えます。
KDDI 殿	<p>○情報の公表範囲の判断について</p> <p>今回の総務省令において、二種指定事業者は、接続会計報告書等を総務省へ提出し、その写しを公表しなければならないとされています。接続会計報告書等には二種指定事業者の経営上の秘密にあたる情報が含まれる場合がありますが、それら情報の公表範囲は総務省が関与し判断されています。</p> <p>一方で、一種指定事業者が総務省へ提出する情報については、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二種指定電気通信設備制度と異なり、第一種指定電気通信設備制度の規制根拠が設備の不可欠性(ボトルネック性)にあることを踏まえれば、KDDI殿の主張するとおり一種指定事業者が総務省殿へ提供する情報の公表範囲はより一層の透明性が確保される必要があります。 ・ 総務省殿においては、一種指定事業者が公表する情報について、より高次の透明性の確保を図るべく、早急に情報公表範囲

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>二種指定事業者が提出する情報以上に透明性が確保される必要があると考えます。従って、一種指定事業者が総務省へ提出する情報に、一種指定事業者の経営上の秘密にあたる情報が含まれる場合であっても、その公表範囲は総務省が関与し厳正に判断するべきであると考えます。</p>	<p>見直しの検討等を開始すべきと考えます。</p>

以上

再意見書

平成23年2月2日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん

住所 東京都港区虎ノ門2-10-1

氏名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう

代表取締役社長 エリック・ガン

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん

住所 東京都港区虎ノ門2-10-1

氏名 イー・モバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう

代表取締役社長 エリック・ガン

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成22年12月14日付けで公告された「第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定」に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

この度は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（以下、本会計規則）の制定に関し再意見を申し述べる機会を頂き、誠にありがとうございます。

NTTドコモ殿意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本省令案の対象は二種指定事業者ですが、そもそも各携帯事業者の接続料水準は、円滑かつ公正な接続の観点から二種指定事業者か否かに係らず、相互に適正な水準にあることが前提であり、本省令案に規定される接続に関する会計の整理・公表についても全ての携帯事業者を対象とすることが適当と考えます。 <p style="text-align: center;">～中略～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ したがって、二種指定事業者以外の事業者の接続料算定の取り組み状況を注視しつつ、取り組みが不十分な場合には直ちに二種指定事業者化の検討を進めるべきと考えます。
KDDI殿意見	<p>接続料の算定の適正性・透明性の向上を図ることは当然重要ですが、移動体のような設備競争が機能している市場環境下では、各事業者が自ずと効率的な設備構築・運用を図っていくことになるため、ボトルネック設備が存在する固定市場のように規制を課する必要性は認められません。このため、接続料規制を含む第二種指定電気通信設備制度は基本的に不要であり、本来、事業者間の協議による自主的なルールに委ねることが適当であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">～以下、略～</p>

■弊社再意見

第二種指定電気通信事業設備制度(以下、二種指定制度)が創設された経緯に留意する必要があると考えます。二種指定制度は、平成12年『接続ルールの見直しについて』答申において、市場支配力を有する移動体事業者の交渉力偏在による不当な差別取扱いや不適正な接続料設定を防止し、接続条件を透明化することで市場参入を確保するという考え方のもと創設されました。

その後、二種指定事業者の接続料にかかる紛争処理案件も発生したことをふまえ、接続料算定における適正性・透明性の向上を図る目的で、二種指定制度の運用に関するガイドライン及び本会計規則が制定されるに至ったものと理解しています。

この経緯をふまえると、まずは市場支配力を有する二種指定事業者に対する本会計規則の実効性を高めることが、今後の本会計規則の意義上で最も重要であると考えます。特に、外部からの検証可能性等については、接続事業者の意見も考慮し、定期的な検証及びフィードバックすることが必要であると考えます。